

## 第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技募集要領

### 1 目的

本県茶業の振興を目的として、令和7年に第9回世界お茶まつりを開催する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第9回世界お茶まつり開催準備業務

#### (2) 業務内容

第9回世界お茶まつり開催準備業務提案書等作成要領による。

#### (3) 契約

審査により選定した企画提案者と業務委託契約を締結する。

なお、契約締結は令和6年6月3日を予定している。

#### (4) 契約価格の限度額

委託業務	契約期間(予定)	限度額 (税込・千円)
開催準備(この契約)	R6. 6. 3~R7. 3. 31	8,800
春の祭典準備・実施運営	R7. 4. 1~R7. 6. 30	29,200
秋の祭典準備・実施運営	R7. 7. 1~R8. 2. 28	66,000
計		104,000

※令和7年度以降の契約は、この契約とは別で当該業務に係る予算の成立後に締結することになるが、上記の限度額を超えないこと。

※事業全体で50,000千円の協賛金等を調達する必要があり、収入源となる企画提案をお願いします。また、広告協賛金については委託業務の広告協賛費用に充てる資金源となるため、特に留意すること。

### 3 応募要件・資格

次の(1)から(8)の全ての要件を満たす者とする。

(1) 総合的な企画力と実施力があり、幅広い分野の情報と豊富な知識を有する者であること。

(2) 十分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。

(3) 静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格において、広告代理業務及びイベント業務の双方について競争入札参加資格を有する者であり、かつ、下表の基準を満たす者であること。

・項目「県内外区分」が「内」または「準内」であること。

・項目「納入希望」が「全県」であること。

(4) 別途開催する企画提案競技説明会に参加し、説明を受けた者であること。ただ

し、やむを得ず説明会に参加できない者は、別途事務局から説明を受けるものとする。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の商品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 手続き等

- (1) スケジュール（※状況により変更する場合がある。）

月 日	内 容
4 月 15 日(月)	公告
4 月 22 日(月)	事前説明会
5 月 7 日(火)	参加表明書提出期限
5 月 13 日(月)	企画提案書提出期限
5 月 20 日(月)	企画提案競技
5 月 24 日(金)	選定結果の伝達

(2) 問合せ先、書類提出先

第9回世界お茶まつり実行委員会事務局  
(静岡県経済産業部農業局お茶振興課内)

〒422-8067

静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階 しずおかO-CHAプラザ

電 話 054-202-1488

F A X 054-202-1480

メール wof@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 質問の受付

この企画提案競技による選定について質問がある場合は「(様式第1号) 質疑書」を作成し、上記問合せ先へメールで送付すること。

質問の受付期間は令和6年4月15日(月)から5月7日(火)午後5時までとし、質問者及びその時点で参加表明書を提出した者にメールで回答する(回答には2営業日程度を要する)。なお、5月8日(水)以降に、全ての質問に対する回答を参加表明者全員に改めてメールで送付する。

(4) 事前説明会の開催

下記のとおり実施する。

ア 日時

令和6年4月22日(月) 午後2時から午後4時まで

イ 場所

水の森ビル2階静岡県会議室(静岡市駿河区南町14-1)

ウ 内容

提案競技の手続きの説明、第9回世界お茶まつり基本計画の説明

エ 配布資料

第9回世界お茶まつり基本計画、関連資料

オ その他

説明会への参加について、事前の申込みは不要。

(5) 参加表明書の提出

この企画提案競技に参加する場合は「(様式第2号) 参加表明書」を作成し、令和6年5月7日(火)午後5時までに上記書類提出先へメールで提出すること。

(6) 企画提案書の提出

第9回世界お茶まつり開催準備業務提案書等作成要領により提案書及びその他の提出書類を作成し、令和6年5月13日(月)午後5時までに上記書類提出先へ提出すること。

## 5 審査

(1) 書面審査

この企画提案競技への参加表明者が多数(概ね5者以上)となった場合、事前

審査として、提出された企画提案書に基づく書面審査を行い、企画提案競技に参加する者を選定する。書面審査は第9回世界お茶まつり実行委員会事務局で行う。方法は第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技審査要領による。

(2) 企画提案競技

ア 日時

令和6年5月20日(月) 午後1時から午後5時まで

イ 場所

水の森ビル2階静岡県会議室(静岡市駿河区南町14-1)

ウ 方法

第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技審査要領による

※詳細は、書面審査通過者に別途連絡する

(3) 結果発表

メール及び文書で通知する

## 6 その他

- (1) 企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案に伴う費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 企画採用後、企画案を変更する場合がある。
- (4) 審査結果に関する疑義は一切受け付けない。

質 疑 書

令和6年 月 日

第9回世界お茶まつり実行委員会  
会長 徳川 家広 様

所在地  
会社名  
代表者

第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技について、次の項目を質問します。

番号	質疑事項	回 答

担当者職・氏名：

電話：

E-Mail：

参加表明書

令和6年 月 日

第9回世界お茶まつり実行委員会  
会長 徳川 家広 様

所在地  
会社名  
代表者

第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技への参加について

第9回世界お茶まつり開催準備業務企画提案競技へ参加したいので、参加表明書を提出します。

なお、応募要件・資格をすべて満たすこと及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

担当者職・氏名：

電話：

E-Mail：